

感 薬 第 862 号 の 4
令 和 6 年 11 月 6 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 4 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
野村
TEL：025-280-5188
FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和6年11月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1201 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

告 示

◎新潟県告示第1201号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジェチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Flunitazene、Fluonitazene）及びその塩類
- (2) N, N-ジェチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン（通称名：MD-PiHP、MD-PHiP）及びその塩類
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5' Br-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年11月7日